

2024年秋から現行健康保険証が廃止になります

- 6月2日に改正マイナンバー法が成立し、2024年秋から健康保険証は廃止となり、医療機関等の受診はマイナンバーカードの利用が基本となります。
 - マイナンバーカードの未取得、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)の未申込みの方は、早期に取得、申込みを完了してください。
 - 一定の猶予期間も想定されていますが、マイナ保険証以外での受診時には、窓口負担を割高にすることも検討されています。また、マイナ保険証の手続きを行っていない場合、保険証未提出として医療機関、薬局受診時に一旦医療費の10割の支払いを求められる可能性もあります。
1. 手続き方法
- ・マイナンバーカードの取得とマイナ保険証利用申込みの2段階が必要です。いずれも簡便に手続きできます。
- (1) マイナンバーカードの取得
- 「スマートフォン」・「パソコン」・「郵送」・「証明用写真機」から申請できます。
- ※添付「マイナンバーカード(マイナ保険証)での受診」または、厚生労働省提供のパンフレット(下記 URL)を参照ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577628.pdf>)
- (2) マイナ保険証利用の申込み
- ・マイナンバーカードを保険証として利用(マイナ保険証)する場合は、申込みが必要です。
- 「医療機関、薬局の顔認証つきカードリーダー」・「スマートフォン」・「セブン銀行ATM」から申込みできます。
- ※添付「マイナンバーカード(マイナ保険証)での受診」を参照ください。
2. 被保険者、被扶養者とも手続きが必要
- ・マイナ保険証は、被保険者、被扶養者が各自手続きする必要があります。被扶養者の方にも必ず手続きするよう被保険者からお伝えください。
3. 厚生労働省ホームページ等の情報
- マイナンバーカードの健康保険証利用について(Q&A)
 - ・https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
 - マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ
 - ・https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

以上